

平成30年6月16日現在

機関番号：34310

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12984

研究課題名（和文）「『法と文学』及び『法教育』等の統合的・実践的な基礎研究」

研究課題名（英文）Fundamental Study on Practical Integration between Law and Literature and Legal Education

研究代表者

川嶋 四郎（KAWASHIMA, SHIRO）

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：70195080

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題である「『法と文学』研究及び『法教育』実践の基礎的研究」における3年間の研究成果として、研究面では、後述のような様々な論文と学会などでの報告や講演に結実し、また、教育面では、大学等の授業で、特殊講義の形式で「法と文学」の講義を開講し、毎年計600人以上の学生の受講者を得た。特に、後述のような民事訴訟法・司法制度に関する諸論文を公刊するなかで、本研究自体を貴重な資料として活用することができた。しかも、海外発信として、後述の諸外国における研究成果の一端の報告も行った。今後、研究資金の提供を受けたことを感謝し、さらに、その成果を具体的に生かして行きたいと考えている。

研究成果の概要（英文）： This research topic titled ‘Fundamental Study on Practical Integration between Law and Literature and Legal Education’ could give birth to many articles including two books and invitation lectures and academic reports in Japan, China, Myanmar and France as the academic products, on the other hand as the educational products I have had special lecture classes on the topic on Law and Literature for three years in my University and others. Especially I have plans to make several lectures on the base of this research in a year in Japan etc. and to publish several articles including this topic. Thanks to such funding support, I would like to continue to pursue and deepen this topic.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：法と文学 民事裁判 民事訴訟法 司法 法教育 司法改革 法曹養成 司法アクセス

1. 研究開始当初の背景

本研究課題である『法と文学』研究及び『法教育』実践の基礎的研究は、次の諸点を背景とした。

第1に、司法制度改革の潮流は、司法制度改革審議会における議論や『司法制度改革審議会意見書』を重要な源流とし、「分かりやすく親しみやすく頼りがいのある司法」の構築が、21世紀の司法の目的とされていた。そこで、「法教育」などの普及だけでなく、あらゆる教育等の機会において、市民に身近な法と司法の実現を図る必要性を認識したことから、一般市民に身近な内外の「文学作品」を用いて、司法を支える法曹を養成し、かつ、法を市民に身近な存在とする努力を行う必要性を強く感じた。

第2に、裁判員制度の導入など、国民の司法への参加が近時急速に進む中で、「市民と法・司法との架橋」を多様なかたちで探究する必要性を痛感したことによる。「法と文学」の研究・教育は、その意味で、感性豊かな古今東西の小説家・詩人等の手になる文学作品を活用することにより、裁判制度を支える国民の基本的な考え方やその責務の涵養に裨益できると考えた。

第3に、アメリカのロースクール教育における様々な実践例の中では、現実に、「法と文学」セミナーだけでなく、通常の授業などでも、古今東西を問わず「文学作品」を用いた教育が広く行われていることにも由来した。この点については、拙著『アメリカ・ロースクール教育論考』（弘文堂、2009年）などで研究成果を公表してきた（『民事訴訟法概説』（弘文堂、2013年）も、この成果を含む）等を参照。

さらに、日本では必ずしも十分に知られていないが、アメリカにおいては、ロースクールなどで、『法と文学（Law and Literature）』に関する授業が、ごく当然のように行われていたことに刺激を受けた。「法と文学」研究は、法へのアプローチを多様化させ、法の担い手のあり方を相対化させ、ひいては、学問領域（法学および他の学問分野）における領域横断的な研究を促進する意味で、重要な意義をもつと考えられる。したがって、本研究は、これまで日本ではほとんど見られなかったものの法学教育、法曹養成教育などの場において、貴重で新奇な問題提起を可能とし、日本の「法教育」・「法曹養成教育」に対しても、咀嚼した上で導入する必要がある有益な示唆を含んでいると考えられる。

そのことを私が実感したのは、法科大学院が開学した2004年4月から九州大学法科大学院において行ってきた「文学と法」の授業を通じてであった。毎年行ってきた。これまでは、アドホックにテーマを選定し、作中の法律問題を抽出して民事手続法関係・民事救済法を中心に議論してきたが、この間、各回における独立した議論を超えて、より体

系的かつ総合的に「法と文学」の授業内容を統合すると共に、その効用を学術的な見地からより普遍化し公表する必要性を痛感した。同志社大学でも、法学部3、4年生を対象として、かねてから「法と文学」に関する特殊講義（演習形式）を自主的に開講し、その実践を試みてきた。

さらに、私は、日本における法学部教育・法科大学院教育に関する各種の論文（例、「法学部・法科大学院の授業はこれからどうなるのか」法学セミナー593号42頁〔2004年〕、「近未来法学部の展望」別冊法学セミナー179号142頁〔2003年〕、「判例学習の基礎と展望」法学セミナー614号6頁〔2006年〕、「法科大学院教育における『演習科目』の新たな展開をめざして」ロースクール研究2号46頁〔2006年〕など）の執筆を通じて、文学作品をも題材にして、法教育・法学教育の新たなあり方などを提言してきたが、その理論化および体系化の必要性を痛感したゆえに、本研究の早期実現を痛感した。

その後、「歴史の中の司法」と題して、日本における古典等（『十六夜日記』、『政談』、『春と修羅』、『歳月』、『辛酸』、『苦海浄土』等）を題材として用い、非法律家である作者・小説家などの視点から、この国の司法制度のあり方を論じたが（後に加筆して、『日本人と裁判』（法律文化社、2010年）として公刊）それらをも踏まえて研究を続けて、さらに深めたいと考えるようになった。また、この著作の増補・改訂版の上梓も、大きな課題となっていた。

2. 研究の目的

本研究課題である『法と文学』研究及び『法教育』実践の基礎的研究は、これまで日本ではほとんど論じられることがなかった「法と文学」研究を深め、その成果を基礎として研究結果を継続的に公刊するとともに、その成果を具体的に「法教育」（法科大学院における「法曹養成教育」を含む）の実践として生かすための諸提言を行い、中学・高校・大学・大学院等における「法教育」・「法学教育・法曹養成教育」のための諸資料を創発的に考案・公表し、現場の教育実践に供することを目的とする（なお、「基礎的研究」とは、研究の礎を確立し実践的な展開に繋ぐ基層的な研究を含意している）。

3. 研究の方法

「法と文学」に関する予備的な研究・教育の成果を踏まえて、研究体制としては、単独で実施した。これまで必ずしも十分には入手できなかった「法と文学」や「法教育」に関する基礎的文献（邦語、英語、独語の書籍）を分析・整理し、国内（図書館・文学館等）での資料集等をも実施し、実践的な研究の基

礎的な方向性を確立したいと考えた。

4. 研究成果

具体的な成果として、本研究をもとに、大学の授業で、特殊講義「法と文学」を実施し、下記のような民事訴訟法・司法制度に関する諸論文を公刊するなかで、貴重な資料として活用することができた。今後いっそうその成果を具体的に生かしてゆきたいと考えている。

一定の成果をえたことから、高等教育・高度専門教育・実務家教育の領域だけではなく、初等中等教育における「法教育」の実践にも貢献できればと考えている。

また、成果物として、「法教育」関係書物や「法と文学」関係書物の公刊を、現在、企図している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計13件)

川嶋四郎「民事訴訟におけるICTの利用に関するガイドラインの提言と基本的課題 - 『正義・司法へのユビキタス・アクセス』理念の具体化指針として」同志社法学397号、2018、1-26 査読無し

川嶋四郎「アジアにおける民事訴訟法改革の一局面 - ベトナムにおける民事訴訟法制定に関する法整備支援等に焦点を当てて」同志社法学396号、2018、189-249 査読無し

川嶋四郎「和解による訴訟終了判決と不利益変更禁止の原則等について」同志社法学392号、2017、1-56 査読無し

川嶋四郎「日本における近時の『法科大学院問題』に寄せて - タマナハ『アメリカ・ロースクールの凋落』との出会いを機縁として」『現代日本の法過程 - その構造と動態〔宮澤節生教授古稀記念論文集〕〔上〕』、2017、251-277 査読無し

川嶋四郎「続・民事裁判における『手続

的正義』・小考」『現代民事手続の法理〔上野泰男先生古稀祝賀〕』、2017、185-204 査読無し

川嶋四郎「民事裁判における『手続的正義』・小考」立命館法学369・370号、2017、83-112

川嶋四郎「簡易裁判所における『訴え提起前の和解』へのアクセスに関する覚書」『民事手続法の現代的課題と理論的解明〔徳田和幸教授古稀祝賀〕』、2017、311-330 査読無し

川嶋四郎「司法書士業務における『自助支援型モデル』のあり方」月報司法書士539号、2017、14-23 査読無し

川嶋四郎「民事手続とコミュニケーション」『法曹養成と臨床教育9』、2016、122-126 査読無し

川嶋四郎「民事紛争解決過程における簡易裁判所の役割 - その創設の原点に立ち返って」市民と法97号、2016、2-12 査読無し

川嶋四郎「簡易裁判所における『和解に代わる決定』の制度に関する覚書 - 法的救済形式における『対話』と『裁断』の狭間で」同志社法学381号、2016、1-37 査読無し

川嶋四郎「簡易裁判所における法的救済過程に関する若干の覚書 - 簡易裁判所における『簡易救済』の新たな展開を求めて」同志社法学374号、2015、1-48 査読無し

川嶋四郎「『一切の法律上の争訟』(裁判所3条1項)についての覚書 宗教団体の内部紛争における法的救済形成のあり方についての若干の考察：民事訴訟法学の視角から」同志社法学376号、2015、1-60 査読無し

川嶋四郎「公共訴訟過程の現代的展望 - アメリカにおける制度改革訴訟の救済過

程からの手続的な示唆について」同志社
法学379号、2015、1-54 査
読無し

なお、そのほか、判例評釈や解説・資料
などの執筆も行った。

〔学会発表〕(計8件)

Shiro KAWASHIMA 「Civil Dispute
Resolutions and Japanese Culture」
2017.11.18 人民大学 中国、「法と文
化」に関する国際学会

「Some Aspects of Civil Procedure Law
Reforms in Asia : Focusing an Enactment
of Code of Civil Procedure of 2004 in
Vietnam」2017.3.17 Lyon University
France, Technical Legal Assistance
Meeting

Shiro KAWASHIMA 「The Overview of the
Fundamental Structure and Modern
Problems of Civil Procedure in Japan」
2017.1.24 High Court of Yangon,
Yangon, Myanmar, Technical Legal
Assistance Meeting

Shiro KAWASHIMA 「The Overview of
Education in the Faculties of Law in
Japan」2017.1.24 Dagon University,
Dagon, Myanmar, Technical Legal
Assistance Meeting

川嶋四郎 「諫早湾干拓関係訴訟事件に関
する課題とその解決に向けて - 民事訴訟
法学の視点から」 「法と経済学」学会
2016.11.5 熊本大学

川嶋四郎 「民事手続とコミュニケーショ
ン」 臨床法学教育学会 2016.4.24 同志

社大学

Shiro KAWASHIMA 「The ubiquitous Access
to Civil Justice in Japan」

JSAI (Japanese Society for Artificial
Intelligence) International Symposia on
AI (Artificial Intelligence) 2015.11.17
Keio University, Japan

Shiro KAWASHIMA 「Impact of Japanese
Involvement to the Civil Procedure Code
Drafting in Asia」 EALS (East Asian Law and
Society Conference) 2015.8.5 Waseda
University, Japan

〔図書〕(計4件)

佐藤鉄男、和田吉弘、日比野泰久、川嶋
四郎、松村和徳、有斐閣 『民事手続法入
門〔第4版〕』2018、70

川嶋四郎 有斐閣 『公共訴訟の救済法理』
2016、323

川嶋四郎 弘文堂 『民事訴訟法概説〔第
2版〕』2016、571

木佐茂男、宮澤節生、佐藤鉄男、川嶋四
郎、水谷規男、上石圭一、日本評論社 『テ
キストブック現代司法〔第6版〕』201
5、50

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：

発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者
川嶋四郎 (KAWASHIMA Shiro)

研究者番号：70195080

(2) 研究分担者
()

研究者番号：

(3) 連携研究者
()

研究者番号：

(4) 研究協力者
()